

新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年6月19日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第39号

新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年新潟市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

(新潟市臨時職員に関する規則の一部改正)

第2条 新潟市臨時職員に関する規則（平成6年新潟市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第7項第2号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

(新潟市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 新潟市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年新潟市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年6月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に任命権者が承認した年次有給休暇のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める特別休暇として任命権者の承認を受けたものとみなすことができる。

- (1) 第1条の規定による改正後の新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第12条第1項第2号に該当するもの 同号に規定する特別休暇
- (2) 第2条の規定による改正後の新潟市臨時職員に関する規則第5条第7項第2号に該当するもの 同号に規定する特別休暇
- (3) 第3条の規定による改正後の新潟市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第16条第1項第2号に該当するもの 同号に規定する特別休暇